

異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成11年10月21日 本件開示請求
- (2) 平成11年11月4日 公文書開示決定期間延長通知
- (3) 平成11年11月18日 本件開示請求に対する一部開示決定処分
- (4) 平成12年1月17日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を撤廃するとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立時

知事は集計書及び領収書の「人員」を非開示としているが、大きな誤りである。

予算は貨幣量で表現される政治的価値判断であり、予算の執行権者は一切の粉飾を許さない予算執行に努めなければならない。知事は集計書及び領収書の「人員」を開示することによって、適正な予算の執行及び税金の適正は使途を明確に証明することになる。同時に公益上必要なことである。

個人の氏名及び所属を明らかにすることは警察の敵対者の標的となることが予想されるが、「個別の金額や支払年月日などの項目」を開示しても、警察敵対者の標的となることは考えられないばかりか、警察業務の遂行に支障が生ずることはあり得ない。ましてや、捜査との関連も薄い。

イ 実施機関等の主張変更後の意見

非常勤職員及び臨時職員に対する扶養手当及び他の手当は地方自治法に定められていない違法支出なので、それ自体開示して明らかにしなければならない。また、氏名を開示しない方法で違法支出を開示する方法に努めるべきである。違法支出の事実を証明することの方が、すべてに優先する。

3 実施機関等の説明要旨

(1) 異議申立て時の説明

ア 条例第10条第1項第3号の該当性について

北海道警察本部における非常勤職員とは、定数内職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えない範囲の勤務時間をもって、定数内職員と同種の業務に従事するために任用される職員をいい、臨時職員とは、6月以内の期間を定めて臨時的に、主として補助的業務に従事するために任用される職員をいうものである。

本件開示請求に対しては、計算書の資金前渡員の氏名及び印影、集計書の氏名、受領年月日欄記載の氏名及び人員並びに領収書記載のすべての事項を非開示とした上、残りの部分は、警察活動そのものを示すものではないと判断し、開かれた道政の推進という条例の趣旨を尊重し開示したところである。

本件公文書のうち、計算書の資金前渡員の氏名及び印影については、当該情報が明らかになることにより、公にされていない警察職員の氏名及び印影があきらかに

なるとともに、その担当業務が特定されることとなり、警察組織あるいは職員に対し反感等を有する組織、個人等による情報収集の対象とされたり、当該職員及びその家族の身近に危害が及ぶことも懸念され、結果として警察業務の遂行に支障が生ずるおそれがあるものである。

さらに、集計書の氏名並びに領収書の氏名及び印影については、当該情報が明らかになることにより、公にされていない非常勤職員等の氏名及び印影が明らかとなり、警察組織あるいは職員に対し反感等を有する組織、個人等による情報収集の対象とされたり、当該職員及びその家族の身近に危害が及ぶことも懸念され、結果として警察業務の遂行に支障が生ずるおそれがあるものである。

また、集計書の人員並びに領収書の所属及び人員については、開示することにより、非常勤職員等の配置状況が明らかになるなど警察組織の一端が推察されることとなり、結果として警察業務の遂行に支障が生ずるおそれがあるものである。領収書の受領年月日についても間接的にせよ人員を示すこととなるものであることから、同様に解する必要がある。

以上の理由から、本件情報は、条例第10条第1項第3号に規定する非開示情報に該当するものである。

イ 条例第10条第1項第1号の該当性について

本件公文書のうち領収書に記載された金額は、特定個人の所得に関する情報若しくは間接的に当該所得を推測しうる情報であって、通常他人に知られたくないと認められるものであることは明らかである。

また、「人員」についても、非常勤職員等の報酬等については、その総額を開示しているところから、これを明らかにすることによって個々人の所得を強く推認させることとなる。

以上の理由から、本件情報は、条例第10条第1項第1号に規定する非開示情報に該当するものである。

(2) 主張変更後の説明

実施機関等が主張変更後も非開示を維持する項目及び非開示理由は、別添のとおりである。